

公益財団法人福島県文化振興財団助成事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、公益財団法人福島県文化振興財団助成・顕彰事業要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、助成事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(助成対象及び助成金額等)

第2条 助成の対象とする文化活動の範囲は、別表第1に掲げるとおりとし、助成事業の内容、助成対象経費及び助成金額、助成する期間は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 要綱第5条の規定による助成金の交付申請は、助成金交付申請書（第1号様式）により、要綱第5条に定める期日までに提出を受けるものとする。申請書には、次に掲げる(1)～(6)の内容を記載し、添付書類は(7)のとおりとする。この場合において、財団は必要があると認めるときは、市町村長の意見書を添付させるものとする。

- (1) 申請対象事業
- (2) 助成の対象とする活動名
- (3) 助成金交付申請額
- (4) 団体の沿革（個人の略歴）
- (5) 実施計画書
- (6) 収支計画書
- (7) 添付書類

団体の会則

団体の会員名簿

活動実績を明示した資料

前回の刊行物1冊（出版による成果発表事業の場合）

保存・補修前の写真、保存・補修費の見積書（いずれも文化財保護事業の場合）

(助成金交付内定通知)

第4条 理事長は、要綱第6条の規定により助成金の交付を内定したときは、助成金交付内定通知書（第2号様式）により、申請者に対し助成金交付内定の通知を行うものとする。

(事業計画の変更等の承認)

第5条 理事長は、要綱第6条の規定により助成金の交付を内定したもの（以下「助成内定者」という。）が、その事業の内容を変更、中止、又は廃止をしようとするときは、助成事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

2 理事長は、前項の助成事業変更（中止）承認申請書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し、助成金交付内定額の変更、若しくは取消等の措置をとらなければならない。

(助成金の概算交付)

第6条 理事長は、助成内定者に要綱第9条の規定による助成金の概算払をするときは、

あらかじめ助成金概算交付申請書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なくその必要性を審査し、その理由を適当と認めた場合は、助成金概算交付通知書（第5号様式）により当該申請者に通知し、指定の預金口座に振り込むものとする。

（実績報告）

第7条 要綱第10条の規定による実績報告は、助成事業実績報告書（第6号様式）による。

（助成金の確定通知及び交付）

第8条 理事長は、要綱第11条の規定により助成金の額を確定したときは、助成金確定交付通知書（第7号様式）により通知するものとし、指定の預金口座に振り込むものとする。

（委 任）

第9条 この要領に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、公益財団法人福島県文化振興財団助成・顕彰事業要綱の制定をもって施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表第1

種 別	対 象 範 囲
美術	絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン（遺作展を除く）
音楽	邦楽（民謡、吟詠を含む。）、洋楽
演劇	伝統演劇、現代演劇
文学	小説、エッセー、ノンフィクション、戯曲、詩、短歌、俳句、川柳、評論、児童文学、随筆（遺稿集を除く）
舞踊	邦舞（民踊を含む）、洋舞
メディア芸術	映画（自主制作）、漫画、アニメーション、コンピュータ機器等を利用した芸術
文化財	民俗芸能、伝統技術、文化財
郷土史誌	（遺稿集を除く）